

天監委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成31年2月27日

天理市監査委員 松井 義憲

天理市監査委員 松尾 潤

天理市監査委員 市本 貴志

第1 監査の請求

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求書の提出

平成31年1月7日

3 請求の要旨

請求の要旨は原文を記載し、事実証明書の内容は省略した。

- (1) 天理市長は、第1号証の1に示す公文書開示決定通知書により開示を受けた第1号証の2に示す伺書の起案者である平成30年4月2日の天理市総務部総務課総務係長の行為が、精査すれば違法であることが容易に判明したにも関わらずに伺書の決裁印を押捺するという不当行為を行った。そして天理市長は、天理市総務部総務課総務係長の違法行為を実施した時間に対する対価を減額することなく支払い天理市財政に損害を与えた。

- (2) 天理市長が管理者である財産区財産の契約行為において、第2号証の1に示す公文書開示決定通知書により開示を受けた第2号証の2に示す財産区財産の貸付の転貸について(要望書)の提出日、第2号証の3に示す転貸の承諾についての提出日ならびに本文3行目の締結日が平成30年4月2日と記載されており、第1号証の2に示す伺書本文から決裁後記入されたことが明白であり、刑法159条2項有印私文書変造罪に相当する行為であり、市職員としての不当行為である。
- (3) 第3号証の1に示すように、檜垣町の契約締結後、森本町に株式会社Ciel Terre Japanからの水上太陽光発電所の提案あった。このため第3号証の2に示す損益計算を試算し、寺田総務部長以下総務課職員に内容に明確な誤りがないことを平成30年10月3日(録音記録有)確認した。この損益計算から、事業として継続できず倒産する可能性が非常に高いことが認識できる。また、第2号証の3に示す転貸の承諾についての転貸先の水田湖二 株式会社が株式会社Ciel Terre Japanと同一代表取締役で同一事務所であることから、水田湖二 株式会社倒産後は、設置された水上太陽光発電設備に多大な廃棄費用の支出が檜垣町もしくは天理市に生じることが予測される。
- (4) 補足として、1年以上を経過した文書ではあるが、第4号証の1に示す公文書開示決定通知書により開示を受けた第4号証の2に示す最初の株式会社Ciel Terre Japanとの契約において、第4号証の3に示す誓約書を檜垣町から提出させ全ての責任を当該自治会に負担させているのは、多大な廃棄費用の支出が檜垣町もしくは天理市に生じることが予測されたためと推測される。なお、当該契約書においては第4号証の4に示す訂正の市長印が押印されているが、第4号証の5の公文書開示決定通知書に示すように決裁処理はなされていない。
- (5) 第5号証に示すように天理市総務部総務課総務係長に支払った給与のうち少なくとも3円は支払う必要がなく天理市財政に損害を与えたことになる。
- (6) 地方自治法第242条4項に基づき、天理市長に対し期間を示し

て必要な是正措置を講ずべきことを勧告されるよう請求します。

第2 請求の受理

監査委員は、本件監査請求が地方自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成31年1月24日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、平成31年2月13日に請求人から請求内容の補足説明があった。

2 監査対象事項

監査委員は、請求人が、平成30年4月2日締結の天理市檜垣町財産区財産の土地である檜垣新池（天理市檜垣町32番）の貸付の契約（以下「本件契約」という。）について、総務部総務課総務係長（以下「総務係長」という。）の行為が精査すれば違法であることが判明したにも関わらず、天理市長は伺書の決裁印を押捺し、総務係長の違法行為を実施した時間に対する対価を減額することなく支払い天理市財政に少なくとも3円の損害を与えたとした事案について、請求書の記載事項及び請求人の陳述内容等を整理し、総務係長の行為が不当かどうか、以下の4点を監査対象とした。

（1）名義人でない文書に対しての提出日及び締結日の追記

本件契約行為において、「財産区財産の貸付の転貸について（要望書）」の提出日並びに「転貸の承諾について」の提出日及び当該文書中に記載の土地賃貸借契約書の締結日を決裁後記入したことが刑法159条2項有印私文書変造罪に相当する行為であり、市職員としての不当行為であるとの指摘について。

（2）契約書別紙の内容訂正

本件契約に関連し、平成29年2月15日締結の土地賃貸借契約書の

別紙「本件設備」に訂正の市長印が押印されているが、それにあたり決裁処理がなされていないとの指摘について。

(3) 契約相手としての適格性の検討

本件契約の土地の使用目的である賃借人が行う水上太陽光発電事業は、事業として継続できず、賃借人が倒産する可能性が非常に高く、転借人が賃借人と同一代表取締役で同一事務所であるため、転借人倒産後は設置された水上太陽光発電設備の多大な廃棄費用の支出が檜垣町もしくは天理市に生じることが予測されるとの指摘について。

(4) 誓約書の受領

「本財産の貸付にかかる諸問題については、当方において一切処理いたします。」との文言の入った「誓約書」を檜垣町より提出させ全ての責任を当該自治会に負担させているのは、多大な廃棄費用の支出が檜垣町もしくは天理市に生じることが予測されたためとの指摘について。

3 監査対象部局

総務部総務課

4 監査対象部局からの聴取

監査委員は、平成31年2月15日に総務部総務課に対し、事情聴取及び説明を求めた。

第4 監査の結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

総務係長の行為は不当なものとは認められず、天理市長が給与を減額するに値するものではなく、本件請求に係る措置請求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

(1) 名義人でない文書に対しての提出日及び締結日の追記

本件契約行為において、檜垣町より提出された「財産区財産の貸付の

転貸について（要望書）」の提出日、並びに土地の賃借人及び転借人より提出された「転貸の承諾について」の提出日並びに当該文書中に記載の土地賃貸借契約書の締結日を総務係長が記入した。

これは、貸付地の転貸を迅速に進める目的で、土地の貸付と転貸の伺いを同時に行うため、名義人より日付を空白にして作成され、前もって天理市へ提出された文書に総務係長が日付を記入したものである。

例え、事業を迅速に進める目的があったにせよ、このような事務処理は適正であったとは言い難い。しかしながら、これは名義人の同意を得た上で日付を記入したものであり、また後日そのコピーを名義人に渡し、確認行為も行っているため、他人の意図に反して、変造したものとは言い難く、契約そのものに支障がでたものではないと判断する。

（２）契約書別紙の内容訂正

本件契約に関連した平成２９年２月１５日締結の土地賃貸借契約書の別紙「本件設備」に訂正の市長印が押印されているが、それにあたり決裁処理がなされていない。これは、発電設備区分を太陽光発電設備５０kW以上から１０kW以上へと訂正しているものであるが、確かに契約の決裁後に訂正されたものであった。契約書の一部である別紙の内容を契約の締結後に変更の伺いなしに訂正する行為は、適切な事務処理を行ったとは言い難い。

しかしながら、経済産業省の資料より確認したところ、電気事業者による再生可能エネルギーの買取価格を決定する太陽光発電設備の区分は１０kW以上と１０kW未満の２つの区分しかなく、５０kW以上であるとしても１０kW以上と同額での買取となり、本件設備により発電した電力を売電する事業を良好に見せかけ、契約を有利に進めようとしたものでないことは明らかであり、この記載内容の違いが、平成２９年２月１５日締結の契約に影響を及ぼすものではないと考える。結果、財務会計行為として何ら天理市に損害は生じていないものであると判断する。

なお、本件契約については、決裁段階から１０kW以上と記載されて契約締結に至っていた。

(3) 契約相手としての適格性の検討

請求人は、本件契約の土地の使用目的である賃借人が行う水上太陽光発電事業は、事業として継続できず、賃借人が倒産する可能性が非常に高く、また賃借人と転借人が同一代表取締役で同一事務所であるため、転借人倒産後は設備の廃棄費用の支出が檜垣町もしくは天理市に生じると述べている。本件契約を締結するにあたり、市としてどのように精査し、契約に至ったかが問題である。

総務係長は担当者として、本件契約を締結するにあたり、地元の要望を尊重するものの、賃借人の事業計画書及び財務諸表等を確認した上で、さらに弁護士等の専門家の意見も参考に事業者として妥当であると判断し、決裁を仰いでいる。また、転貸することに関しては、賃借人が他の市町村においても同様に転貸していることを確認し、「転貸の承諾について」において、貸付地の原状回復及び損害の賠償は転借人のみでなく、賃借人も一切の責任を負うこととなっているため、問題はないと判断したことは理解できる。この賃借人の国内での実績を確認してみても、数多くの水上太陽光発電事業を展開しており、檜垣町からの要望を退け、本件契約の締結をするべきではないと判断する理由はなかったと思慮する。

なお、本件契約における平成30年度分の賃借料は既に納められており、現時点において本件契約は滞りなく進捗している。

(4) 誓約書の受領

請求人は、「本財産の貸付にかかる諸問題については、当方において一切処理いたします。」との文言の入った「誓約書」を檜垣町より提出させ全ての責任を当該自治会に負担させているのは、多大な廃棄費用の支出が檜垣町もしくは天理市に生じることが予測されたためと推測されるとしている。

しかし、誓約書は、本財産のため池が農業用水及び防災用貯水池として使用することを目的に財産区財産として管理されているものであって、これ以外の用途として使用する場合は、市と協議し承諾を得た上で実施

し、諸問題については地元で協議して解決することを明確にするため、受領しているものである。これは、財産区について、地方自治法第294条第2項に「前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。」と規定されているとおり、今回の財産の使用は、地元が本来の目的ではなく特別に積極的に行うものと解せられ、その結果生じる本件貸付に係る諸問題を地元で一切処理するものとして、本誓約書の提出を求めるのは、異例のことではなく、本件事案に限ったものではない。

請求人は、違法又は不当な行為を実施した総務係長に支払った給与のうち少なくとも3円は支払う必要がなく、天理市財政に損害を与えたと指摘するが、以上のとおり、総務係長の本件契約に関する事務処理を検証した結果、総務係長の事務遂行に非違はあったものの、不当性はないと判断できることから、給与を減額するまでの必要はなく、天理市に対する損害の発生はないものとする。

第5 意見

本件事案については、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却した。

しかしながら、一連の事務処理に適正を欠いた部分があり、市民から疑念を抱かれたことを厳粛に受け止め、職員全員がなお一層、慎重に事務の遂行に努めるよう付言する。